

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内に異議を述べることができます。

2025年（令和7年）8月13日

福山市長 枝 広 直 幹



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称：矢捨自治会

区 域：福山市今津町70番地～120番地、160番地～170番地、329番地～331番地、
2140番地～2480番地、2940番地～2950番地

主たる事務所の所在地：福山市今津町字安毛2360番地

2 不動産に関する事項

(1) 土 地

・土地

No	地 目	面 積	所 在 地
1	畑	267m ²	福山市今津町字安毛2360
2	畑	132m ²	福山市今津町字安毛2362-2
3	畑	19m ²	福山市今津町字安毛2358-2

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

No	氏名	住所	備考
1	佐藤 忠己	福山市今津町2313番地	持分6分の1
2	三藤 義男	福山市今津町甲2275番地	持分6分の1
3	佐藤 照夫	福山市今津町2383番地	持分6分の1
4	佐藤 恒夫	福山市今津町2479番地の1	持分6分の1
5	小田原 幸子	福山市今津町89番地1	持分6分の1
6	松岡 康司	福山市今津町2280番地1	持分6分の1

3 異議を述べることができる者の範囲

1の認可地縁団体が2の不動産について、所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間及び方法

- (1) 異議を述べることができる期間

2025年（令和7年）8月13日から2025年（令和7年）11月13日まで

- (2) 異議を述べる方法

異議を述べようとする者は、福山市長に対し、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に次に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

ア 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

(ア) 不動産の登記事項証明書

(イ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

イ 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

(ア) 不動産の登記事項証明書

(イ) 戸籍謄抄本

(ウ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

ウ 不動産の所有権を有することを疎明する者

(ア) 不動産の所有権を有することを疎明するに足りる資料

(イ) 住民票の写し又は戸籍の附票の写し

- (3) 提出先

福山市東桜町3番5号

福山市まちづくり推進課 084-928-1051